

令和6年度 全国安全週間 岩手労働局長メッセージ

『危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められることから、**7月1日から7月7日までを「全国安全週間」と**位置づけ、全国一斉に積極的な活動を行うこととしています。また、**6月1日から6月30日まで**は準備期間となります。

各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施しましょう。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

全国安全週間 岩手労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和三年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で九十七回を迎えます。

この間、事業場では、労使が協議した労働災害防止対策が展開され、それにより全国の労働災害は長期的には減少してきたものの、転倒や墮落といった労働者の作業行動に起因する死傷災害や、墜落・転落などによる死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

岩手県内における労働災害についても、長期的には減少傾向を示しながらも、平成二十二年以降は増加傾向に転じたところです。令和五年の労働災害による休業四日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染症による労働災害が大幅に減少したことなどから、前年より九百五十一人減の一千七百八十三人となり、三年ぶりに前年より減少したところですが、増加に転じる前の平成二十一年と比べると五百五人余り多くなっております。また、死亡者数についても前年から十人減少し十二人となったものの、依然、年間で十人以上の方が労働災害により亡くなっておりま。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境を築くためには、第十四次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次二年目となる令和六年度においても、労使一丸となった取組みが求められるところであります。

そのため、令和六年度の全国安全週間においては、

**危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽
みんなで作る職場の安全**

をスローガンとして、七月一日から七月七日まで展開されます。

この全国安全週間を契機に、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、それぞれが労働災害防止の責務を認識し高懸に取り組みることにより、誰もが安全で健康に働くことのできる職場を実現することを祈念し、令和六年度の全国安全週間に寄せてのメッセージといたします。

令和六年七月一日

岩手労働局長 栗村 勝行

全国安全週間・準備期間以外でも、継続的に以下の安全衛生活動を積極的に推進しましょう！

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ・ 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - ・ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任と安全衛生委員会の設置及び活動の活性化
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - ・ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ・ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実、安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ・ 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - ・ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY活動、ヒヤリ・ハット事例の共有
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ・ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - ・ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

賃金上げをお考えの事業主の皆様、業務改善助成金をご活用ください

賃金上げ 最大30%
業務改善助成金 6年度
を活用しませんか？

どのような助成金？
 1. 賃金引き上げによる生産性向上
 2. 設備投資等による生産性向上
 3. 人材育成・教育訓練による生産性向上
 4. 業務改善による生産性向上
 5. 生産性向上を図るための設備投資等による生産性向上

助成率最大30%
最大600万円
申請締切 12/27

申請対象
 1. 中小企業（企業単位）である
 2. 事業場内の最も高い賃金（前年度末時点）に比し、最低賃金（国・道・府県別）に1割以上引上げを行ったこと
 3. 生産性向上を図るための設備投資等を行ったこと
 4. 人材育成・教育訓練を行ったこと
 5. 業務改善を行ったこと

ご相談に伺いたいポイント
 1. 事業場内での賃金引き上げの届出
 2. 賃金引き上げの届出
 3. 生産性向上の届出
 4. 設備投資等の届出
 5. 人材育成・教育訓練の届出

お問い合わせは業務改善助成金コールセンター
0120-366-440
受付時間：平日9時～17時

岩手労働局 労働保険徴収室 TEL 019-604-3003
または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
 申請期限：令和6年12月27日（事業完了期限：令和7年1月31日）

事業場内最低賃金の引上げ計画
 +
設備投資等の計画機械設備導入、コンサル、人材育成・教育訓練など
 ↓ 計画の承認と実施
業務改善助成金を支給（最大600万円）

事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請し、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告することにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象となる設備投資など 助成上限額や助成率など
業務改善助成金の詳細をチェック！

最低賃金特設サイト
全国の最賃額や中小企業支援事業 最賃引上げ取組事例



労働保険の年度更新が始まっています！ 窓口が混みだす前に手続きを済ませましょう

労働保険とは、労働者災害補償保険法に基づく労災保険と、雇用保険法に基づく雇用保険とを総称した保険制度であり、労働保険制度は、労働者が予期せぬ労働災害や失業した場合等に、労災給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的として国が行う保険事業です。

今年も労働保険料等（労働保険概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金）の年度更新手続きの時期を迎えましたが、7月10日（水）が申告・納付期限となっております。

事業主の皆様は、お早めに手続きをお願いします。

○手続きについてのお問い合わせは
 年度更新コールセンター TEL 0120-405-082
 （5月30日～7月19日 9時～17時）
 （通話料無料、土日祝日を除く）

岩手労働局 労働保険徴収室 TEL 019-604-3003
 または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

労働保険関係の手続等は、
 こちらをご覧ください。



[労働保険年度更新に係るお知らせ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

安心して働きたい！

令和6年度 申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
 (労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
 ●電子申請は締め切りを問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 検索窓 お知らせ 印刷

厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省